

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成28年8月12日(2016.8.12)

【公表番号】特表2015-526541(P2015-526541A)

【公表日】平成27年9月10日(2015.9.10)

【年通号数】公開・登録公報2015-057

【出願番号】特願2015-517720(P2015-517720)

【国際特許分類】

C 08 L	7/00	(2006.01)
C 08 K	3/26	(2006.01)
C 08 K	5/09	(2006.01)
C 08 L	9/00	(2006.01)
C 08 K	3/00	(2006.01)
C 08 J	9/08	(2006.01)
B 60 C	1/00	(2006.01)
C 08 K	3/04	(2006.01)

【F I】

C 08 L	7/00	
C 08 K	3/26	
C 08 K	5/09	
C 08 L	9/00	
C 08 K	3/00	
C 08 J	9/08	C E Q
B 60 C	1/00	A
C 08 K	3/04	

【手続補正書】

【提出日】平成28年6月20日(2016.6.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも、ジエンエラストマーと、50 phr超の量の補強充填剤と、5と25 phrとの間の量の、1と50  $\mu\text{m}$ との間の重量メジアン径を有するナトリウムまたはカリウムの炭酸塩または炭酸水素塩の微小粒子と、2と20 phrとの間の量の、その融点が60と220との間であるカルボン酸を含み、炭酸(水素)塩とカルボン酸との合計含有量が10 phrを超える、熱膨張性ゴム組成物。

【請求項2】

ジエンエラストマーが、天然ゴム、合成ポリイソブレン、ポリブタジエン、ブタジエンコポリマー、イソブレンコポリマー、およびこれらのエラストマーの混合物からなる群から選択される、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

補強充填剤の含有量が、50と150 phrとの間である、請求項1または2に記載の組成物。

【請求項4】

ゴム組成物が、20で液体である可塑剤を、補強充填剤の液状可塑剤に対する重量比

率が 2 . 0 を超えるような含有量でさらに含む、請求項 1 から 3 までのいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 5】

炭酸塩または炭酸水素塩の含有量が、 8 と 2 0 p h rとの間である、請求項 1 から 4 までのいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 6】

微小粒子の重量メジアン径が、 2 と 3 0  $\mu$  mとの間である、請求項 1 から 5 までのいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 7】

カルボン酸の含有量が、 2 と 1 5 p h rとの間である、請求項 1 から 6 までのいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 8】

炭酸（水素）塩とカルボン酸との合計含有量が、 1 5 p h rを超える、請求項 1 から 7 までのいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 9】

カルボン酸が、パルミチン酸、ステアリン酸、ノナデカン酸、ベヘン酸、シュウ酸、マロン酸、コハク酸、グルタル酸、アジピン酸、ピメリン酸、スペリン酸、アゼライン酸、セバシン酸、安息香酸、酒石酸、リンゴ酸、マレイン酸、グリコール酸、-ケトグルタル酸、サリチル酸、フタル酸、クエン酸、およびこれらの酸の混合物からなる群から選択される、請求項 1 から 8 までのいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 10】

そのトレッドが、請求項 1 から 9 までのいずれか 1 項に記載の熱膨張性ゴム組成物を含む、未加硫段階のタイヤ。